

**青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に
関する条例**

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 4 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当の額ならびにその支給方法について必要な事項を定めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に
関する条例**

(通則)

第 1 条 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号。以下「法」という。）第 2 2 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償および期末手当の額ならびにその支給方法については、特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。

(報酬の額)

第 2 条 職員に対する報酬（以下「基本報酬」という。）の額は、日額、月額または時間額で定めるものとし、別表第 1 に定める額を超えない範囲内において、別表第 2 に定める勤務態様に対応した支給単位により、任命権者があらかじめ青梅市長（以下「市長」という。）と協議して定めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これによりがたい職にある者の基本報酬の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定める額とする。
- 3 前2項により基本報酬の額を定める場合には、職員の職務の複雑性、困難性、特殊性および責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との権衡を考慮してしなければならない。
- 4 職員が勤務しないときは、市規則で定める場合を除き、その勤務しない日数および時間数の基本報酬の額を減額する。
- 5 前各項に規定するもののほか、基本報酬の額に関し必要な事項は、市規則で定める。

第3条 前条に規定するもののほか、職員に対しては、青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号。以下「給与条例」という。）に規定する通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）を市規則で定めるところにより支給する。

（報酬の支給）

第4条 基本報酬を日額で定められた者に対する報酬（手当相当報酬を除く。）は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月15日までに支給する。

- 2 基本報酬を月額で定められた者に対する報酬（手当相当報酬を除く。）の支給方法は、給与条例の適用を受ける職員の例による。
- 3 基本報酬を時間額で定められた者に対する報酬（手当相当報酬を除く。）の支給方法は、任命権者が定める。
- 4 手当相当報酬の支給方法は、給与条例に規定する通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当または宿日直手当の支給方法の例による。
- 5 前各項に規定するもののほか、報酬の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。

（費用弁償）

第5条 職員が職務のため出張したときは、順路によりその費用を弁償する。

- 2 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓

料の7種とし、その額は、青梅市職員の旅費に関する条例（昭和26年条例第13号。以下「旅費条例」という。）の規定により、一般職の職員が受けるべき額に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、職務の性質上これによりがたい職にある者の費用弁償の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定める額とする。

4 青梅市の区域外に居住する職員が職務のため、その者の居住する場所と職務を執行する場所との間において交通機関を利用し、それに要する運賃があるときは、第2項に規定する費用弁償のうち鉄道賃、船賃、航空賃または車賃を支給することができる。

5 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

（期末手当）

第6条 期末手当は、5月31日および11月30日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（市規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の市規則で定める日に支給する。これらの基準日の属する月において退職し、もしくは任期が満了し、または死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、退職し、もしくは任期が満了し、または死亡した日現在）において、職員が受けるべき基本報酬の額（基本報酬の額が日額または時間額による場合にあつては、これらの額に勤務状況に応じ市規則で定める割合を乗じて得た額）に、給与条例第18条第2項の表前項に掲げる職員のうち次に掲げる職員以外のものの項に定める割合を乗じて得た額に市規則で定める在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

3 期末手当の不支給および一時差止めは、給与条例の適用を受ける職員の例による。

4 期末手当の支給方法は、給与条例に規定する期末手当の支給方法の例による。

5 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給等に関し必要な事項は、市規則で定める。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職員の種別 \ 額の種別	日額	月額	時間額
医療業務に従事する職員	32,500円	656,000円	10,900円
その他の職員	21,900円	445,000円	7,300円

別表第2（第2条関係）

勤務態様		支給単位
勤務場所の定めがある 場合	日を単位とする勤務	日
	日または時間を単位としない勤務	月
	時間を単位とする勤務	時間
勤務場所の定めがない場合で、日または時間を単位としない勤務		月

青梅市会計年度任用職員の報酬、費用弁償および期末手当に
関する条例要綱

1 制定の理由

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員（以下「職員」という。）の報酬、費用弁償および期末手当の額ならびにその支給方法について必要な事項を定めようとするものである。

2 制定の内容

(1) 報酬の額（第2条・第3条関係）

ア 職員に対する報酬（以下「基本報酬」という。）の額は、日額、月額または時間額で定めるものとし、次の表に定める額を超えない範囲内において、任命権者があらかじめ市長と協議して定めるものとする。

職員の種別 \ 額の種別	日額	月額	時間額
医療業務に従事する職員	32,500円	656,000円	10,900円
その他の職員	21,900円	445,000円	7,300円

イ 前記アの規定にかかわらず、職務の性質上これによりがたい職にある者の基本報酬の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定める額とする。

ウ 基本報酬の額を定める場合には、職員の職務の複雑性、困難性、特殊性および責任の軽重に応じ、かつ、常勤職員の給与との権衡を考慮してしなければならない。

エ 職員が勤務しないときは、市規則で定める場合を除き、その勤務しない日数および時間数の基本報酬の額を減額する。

オ 基本報酬のほか、職員に対しては、青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第12号。以下「給与条例」という。）に規定する通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬（以下「手当相当報酬」という。）を市規則で定めるところにより支給する。

カ その他基本報酬の額に関し必要な事項は、市規則で定める。

(2) 報酬の支給（第4条関係）

ア 基本報酬を日額で定められた者に対する報酬（手当相当報酬を除く。）は、月の初日からその月の末日までの間における勤務日数により計算した総額を翌月15日までに支給する。

イ 基本報酬を月額で定められた者に対する報酬（手当相当報酬を除く。）の支給方法は、給与条例の適用を受ける職員の例による。

ウ 基本報酬を時間額で定められた者に対する報酬（手当相当報酬を除く。）の支給方法は、任命権者が定める。

エ 手当相当報酬の支給方法は、給与条例に規定する通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当または宿日直手当の支給方法の例による。

オ その他報酬の支給方法に関し必要な事項は、市規則で定める。

(3) 費用弁償（第5条関係）

ア 職員が職務のため出張したときは、順路によりその費用を弁償する。

イ 費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料および食卓料の7種とし、その額は、青梅市職員の旅費に関する条例（昭和26年条例第13号。以下「旅費条例」という。）の規定により、一般職の職員が受けるべき額に相当する額とする。

ウ 前記イにかかわらず、職務の性質上これによりがたい職にある者の費用弁償の額は、任命権者があらかじめ市長と協議して定める額とする。

エ 青梅市の区域外に居住する職員が職務のため、その者の居住する場所と職務を執行する場所との間において交通機関を利用し、それに要する運賃があるときは、前記イに規定する費用弁償のうち鉄道賃、船賃、航空賃または車賃を支給することができる。

オ 費用弁償の支給方法は、旅費条例の適用を受ける職員の例による。

(4) 期末手当（第6条関係）

ア 期末手当は、5月31日および11月30日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（市規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する会計年度の市規則で定める日に支

給する。これらの基準日の属する月において退職し、もしくは任期が満了し、または死亡した職員（市規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

イ 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前記ア後段に規定する者にあつては、退職し、もしくは任期が満了し、または死亡した日現在）において、職員が受けるべき基本報酬の額（基本報酬の額が日額または時間額による場合にあつては、これらの額に勤務状況に応じ市規則で定める割合を乗じて得た額）に、給与条例の規定により係長職以下の職員に適用する期末手当の割合（100分の130）を乗じて得た額に市規則で定める在職期間に応じた割合を乗じて得た額とする。

ウ その他期末手当の支給等に関し必要な事項は、市規則で定める。

(5) 委任（第7条関係）

その他この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

3 施行期日

令和2年4月1日